

天然資源恒久主権と発展途上国

や なたに みち ろう
矢 谷 通 朗

- I 問題の背景
- II 天然資源恒久主権論の展開
- III 天然資源恒久主権の地位および性質
- IV 天然資源恒久主権の行使
- V 結びにかえて

I 問題の背景

16, 7世紀, 絶対主義国家形成過程において成立した近代国際法は, ヨーロッパ近代国家を基盤に巨大な法体系にまで発展していった。この近代国際法は, 国際法の主体をヨーロッパ文明を基礎とする「文明国」に限定し機能していたのである。アジア・アフリカの大部分の諸国は, 国際法の客体とされ, ヨーロッパ諸国家の合法的植民地支配の対象とみなされていた。ラテン・アメリカ諸国も形式的には国際法の主体とみなされていたが, 実質的にはなお半植民地の地位に置かれていたのである。このように, 近代国際法は, ヨーロッパ諸国を中心に形成, 発展してきたことから, それは, ヨーロッパ公法 (Jus publicum Europaeum) と称されるにふさわしいものであった(注1)。そしてこの近代国際法がその機能の基盤をおいていたイデオロギー的性格も, 当時ヨーロッパ市民社会において機能していた近代市民法の資本主義的性格によって規定されていたのである。つまりヨーロッパ産業資本の興隆により対外的な市場の獲得, 確保, 資本の投下が進展するにつれ, これら経済活動の保障が市民階級によって要

請されるようになった。したがって, 近代国際法も必然的にこの市民階級の要求に影響され, 植民地獲得の競争を合理的に調整するという機能を担ったのである(注2)。

しかしながら, 第一次大戦後, 革命により誕生した社会主義国ソビエトの国際社会への登場は, これまでヨーロッパ的, 資本主義的性格をもち, 機能してきた近代国際法の内容に大きな影響を与えた。さらにその後, 第二次大戦後のアジア・アフリカ諸国の独立は, 国際社会の構造をより一層分裂的状況に追いやり, 近代国際法に規定された既存秩序にこれまで以上に変革をせまっている。

O・J・リジツチン (O. J. Lissitzyn) は, このような国際社会の分裂は, 国際法の普遍性に各々影響, 衝撃を与えていると述べているが(注3), このことは, かつて西欧的, 資本主義的要素を中心に組み立てられてきた国際法構造それ自体が, 従来のそれとは異なった価値体系を有する国々から変革をせまられていると言える。

ところで, このような国際社会の構造変化の中で, とりわけアジア・アフリカ諸国の国際法に対する態度をみても, 国際法の存在あるいは, 全体として拘束性そのものを否定するものではないように思われる(注4)。

たとえば, R・G・ロイ (Roy) はこうした見解に立ちながらも, なお次のごとく述べている。「国

国際法は国際社会の各構成員の明示もしくは、黙示の同意にその拘束力を一般に負うものである。したがって、すべての国際法規則の国家に対する合法性の検証は、この基準にもとづきなされねばならない。かりにある特定の規則がかかる検証に合格しなければ、普遍的拘束力は失われなければならない。いずれにせよ、第二次大戦後国際社会への加入を認められた国家は、国際法が最終的基礎をおいている協定や極めの当事者ではなかった。各国家は国際社会に加入することにより、現行国際法を自己に対し拘束力があるとして一般に受諾したと考えられることは真実かも知れない。しかし、それは国際法のすべてを受け入れたと必然的に意味しているものであろうか。』^(注5)

このように、新興独立国は、その大部分が国際法定立時において参加しえず、彼らに必要な利益が考慮されていない国際法に対してその妥当性を問題としている。とりわけ植民地主義的要素を残存し、また西欧諸国の政治的、経済的優位を維持、固定化しようとする要素に対しては強い反対の態度を示しているのである。

このような傾向は国際法の分野、ことにその経済面に著しく、なかんずく外国投資の保護の基調として主張されてきた国家責任の原則に関しては、その妥当性そのものが争われている^(注6)。伝統的国際法の下では、外国人の待遇——その身体ならびに財産の両者——に関して国家責任を規律する一般的に承認された「国際標準」主義が存在し、たとえば、外国人財産の収用、国有化に対しては、「十分、実効的かつ即時」の補償原則が適用されていたのである。

ところが、第二次大戦後、独立を達成したアジア・アフリカの諸国の経済的基礎はあまりにも脆弱なため、自国の経済発展は望むべくもなく、そ

のため直接的な方法として、自国内に活動している外国系企業および財産を国有化していったのである^(注7)。

こうした状況の中で、これら独立諸国は、彼らが国有化した財産に対し、伝統的国際標準が適用され補償が行なわれるならば、それは国家経済を破綻させ、ひいては植民地経済支配から独立せんとするこれら国々の正当な独立の権利を不当に侵害するものと考えたのである。そして、天然資源恒久主権の主張は、まさに植民地時代より受けついで国際法ルールの修正、排除以外のなにものでもなかったのである。

この天然資源恒久主権は、経済的独立を裏打する経済的自決権の基礎として主張され新興独立諸国の経済的主権 (Economic Sovereignty)^(注8)の理論的根拠として持ち出されている。他方、外国投資の保護とも関連し、資本輸出入国間の利害関係が最も錯綜した分野の問題でもある。

かかる意味からも、この「天然資源恒久主権」の実体的分析を試みることは意義あることと考える。そこで本稿では、まずこの天然資源恒久主権が国連を中心に、いかに形成、発展されてきたかを跡づける意味で、国連での討論および、その内容を整理し、ついで、そこにおいて明確にされた天然資源恒久主権の法的性質を考察する。

さらに発展途上国がこの天然資源恒久主権をいかに行使し、実効的なものとしているかについて検討を試みることにより、「天然資源恒久主権」の現代国際法上の意義を明らかにしようとする。

(注1) 近代国際法の歴史的発展過程については、田畑茂二郎『国際法』岩波書店 1966年 66～116ページ。

(注2) 近代国際法の植民地主義的性格にふれたものは、山手治之「植民地独立と現代国際法」(『現代法12』) 岩波書店 1965年 113～130ページ。桜井雅夫『国

際経済法』東洋経済新報社 1976年 56～70ページ。

(注3) Lissizyn, Oliver J., "International Law in a Divided World," *International Conciliation*, No. 542 (March 1963), pp. 3-4.

(注4) 田畑 前掲書 116～136ページ。同「アジア・アフリカ新興独立国と国際法」(『思想』1965年10月号) 9～17ページ。落合淳隆『現代国際法要論』敬文堂 1964年。筒井若水「A・A諸国の加盟と国際法」(『国際法外交雑誌』69巻4・5・6号併合) 139～163ページ。Anand, R. P., "Attitude of Asian-African States toward Certain Problems of International Law," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 15 (Jan. 1966), p. 55.

(注5) Roy, S. N. Guha, "Is the Law of Responsibility of State for Injuries to Alian a Part of Universal International Law?" *American Journal of International Law*, Vol. 55, No. 4 (Oct. 1961), pp. 867-868.

(注6) Lissitzyn, *op. cit.*, p. 4; Castañeda, Jorge, *The Under-developed Nations and Development of International Law*, *International Organization*, Vol. 15, No. 1 (Winter 1961), p. 39.

(注7) 第二次大戦後の国有化ケースの資料が国連事務総長報告として提出されている。

Report of Secretary General, Permanent Sovereignty over Natural Resources (Annex), U. N. Doc. A/9716 (20 Sep., 1974).

(注8) Friedman, Wolfgang, "On General Course in Public International Law," *Academie de droit international*, *Recueil des course*, 1969 II, p. 173.

II 天然資源恒久主権論の展開

1. 天然資源恒久主権概念の形成^(注1)

(1) <人権委員会第八会期における討論>

国連は発展途上国の経済開発促進に関してさまざまな問題を取り上げてきたが、本稿で考察する「天然資源恒久主権概念」が国連において初めて登場したのは、1952年、人権委員会第八会期(4～6月)であった。同年1月12日、第6回総会はずでに決議523.(VI)の中で、「低開発国 (underde-

veloped countries) は、その天然資源の利用を自由に決定しうることを……考慮」^(注2) するとして、民族自決権の経済的側面を明示していたが、この時は経済的自決権を直接討議の目的とするものではなかった。他方、1948年、第1回国連総会で設置された人権委員会は、1948年12月、国連第3回総会で「世界人権宣言」を採択した後、第6回総会決議545(VI)にもとづき、国際人権規約の草案作成作業に取り組んでいたのである^(注3)。本決議は、自決に関する人民および民族の権利を、国際人権規約草案にふくめることを決定したものであった。そして、人権委員会第八会期は、チリ代表の提案にもとづき、国際人権規約(「市民的、および政治的諸権利に関する規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する規約」)の第1条に、次のような第3項を加えることを決定したのである。

「3. 人民の自決権はまた、その天然の富と資源に対する恒久的主権を含む。人民は、他国が主張するいかなる権利を理由としても、決してその生存の手段を奪われることはない。」^(注4)

チリおよびアジア・アフリカの委員会メンバーのほとんどが、人民の自決の権利は単に政治的観点からだけではなく、経済的側面からも考慮されるべきであり、政治的独立は、経済的独立を基礎とし、人民の天然資源に対する自由な処分の権利は、経済的独立の本質的要素として承認されねばならないと考えていたのである。だが、このような考えに立つ彼らも、国家は恣意的に経済的協定 (economic agreement) を破棄しようというのではなく、国家および外国私企業間の関係を調整しようとする認識に立つものであったのである^(注5)。

しかしながら、先進資本主義国は、チリ提案のようなかたちで、自決の概念を展開することは、ほしいままに国際協定を無効にし、結果的には、

発展途上国における外国投資および技術援助計画に直接的影響を与え、国際協力を不可能にする、と反論したのであった。

さらにまた、この問題は、資源所有国と、かかる資源開発を求める外国および外国人との関係を含んでいるため、人権というよりは、国家の権利に関係するとし、強硬に反対したのである^(注6)。

(2) <国連第7回総会における討論>

この間、このチリ提案にもとづく経済的自決権の確認は、第7回総会においてより一層発展せられた。1952年12月6日の総会第二委員会(経済問題)にウルグアイは、「各国家がその天然の富を国有化し、自由に開発する権利を、経済的独立の本質的要素として承認すべきこと」を加盟国に勧告する^(注7)、という決議提案をおこなったのである。この決議案は、その後総会本会議に付託され、同年12月23日、決議626(VII)「天然の富および資源を自由に開発する権利」として採択されたのである。

この決議は、「天然の富と資源を自由に使用し、開発する人民の権利は彼らの主権に固有のものであり、国連憲章の目的と原理に一致していることを想起し……」、すべての加盟国は、この権利の行使にあたって、「諸国家間の安全、相互信頼および経済協力を条件として、自国の主権に背馳することなく、資本流動を維持することに適切な考慮を払い」、「すべての加盟国は、いかなる国の天然資源に対する主権の行使を妨げるような行為は、直接、間接にせよこれを慎むことを、勧告する。」と述べている。

先進資本主義国は、私有財産の収用に際し、条約及び国際協定を含めた国際法の下で、私的投資家の権利を認める具体的措置を本決議が規定して

いないことを不満として反対したのである。

アメリカ代表のルビン(Lubin)は、「投資家に、発展途上国への投資を再考させるものとなろう」^(注8)と警告した。それにもかかわらず、本決議は、発展途上国の天然資源に対する自由な「利用と開発」の権利を宣言したものであり、実質的に国有化の権利を確認した最初の国連決議として、その意義は大きいと言わねばならない。

なぜならば、本決議採択の6カ月後、ガティマラ政府は、アメリカのユナイテッド・フルーツ社所有の土地国有化に際し、この決議を引用し^(注9)、またイラン国有化石油の購入をめぐるアングロ・イラニアン石油会社の訴訟で、1953年9月、東京高等裁判所、また1954年7月、ローマ民事裁判所が、各々判決の中で、国有化を合法とし、その理由の一つとして、この決議を引用したからである^(注10)。

さて、その後、人権委員会は、その第十会期(1954年4月)において、国際人権規約の草案作成を終了し、さらにまた同委員会は、すでに総会によって国連の諸機関および専門機関が、その権限と範囲において、人民の民族自決に関する国際的尊重を促すためにとるべき措置について、勧告の準備を要請されていたため、その検討を開始していた。(決議637(VII), 738(VII))^(注11)。そして、人権委員会は、天然の富と資源に対する恒久主権の現実の範囲と性質に関する十分な情報を得るために、総会が委員会を設立して、この自決権の状態について十分な研究を行ない、必要ならば、その強化のための勧告をそえさせる、という内容の決議草案^(注12)を作成したのである。

(3) <人権規約草案第1条をめぐる 第9回及び第10回総会での討論>

一方、先進資本主義国と発展途上国間の人権規

約草案に対する論議は、1954年、第9回総会、第三委員会（社会問題）において継続されることとなったが、なかんづく、規約草案第1条、第3項中、「恒久主権」の用語をめぐる審議が集中した。

先進資本主義国は、国家はいつでもその主権を自ら任意に制限しうるのであるから、かかる「Permanent Sovereignty」は承認しえないと述べ、さらに第3項は、外国人財産の不当な収用および没収を認めるものであり、国際協定が一方的に破棄される恐れがあるとして、この用語の使用に強い反対の態度を示したのである。これに対して、発展途上国は、民族自決権が、人民および民族の基本原則を含んでおり、当該条項は、外国投資を収用および没収の脅威にさらすことが目的ではなく、むしろ資源所有国の住民の生存手段を奪うような外国企業の開発から、発展途上国の政治的独立を保護するためであると反論した^(注13)。

他方この時、アフガニスタンは、人権委員会に対して、「人民および民族の自決権に国際的尊重を促す勧告案の準備を要請する」^(注14)決議草案を提出した。この決議草案に対しては、後に「民族自決」の文言のあとに、「天然の富と資源に対する恒久主権の勧告案も含めて」とする6カ国修正案が提出され、またインドより、「準備する」という文言を「完了する」とする字句修正の提案がなされた。

ブラジル、ペルー、アメリカは、この決議草案に対し、「国際契約・国際法の下における義務および発展途上国の経済発展における国際協力の重要性に十分考慮を払う」とする文言挿入の共同提案を行なったが、この提案は分割投票に付され、「国際契約・国際法の下における義務」は17（賛成）—21（反対）—14（棄権）（以下同じ）で否決され残りは採択された。最終的にアフガニスタン

の決議草案は、第三委員会において、37—14—1で採択され、総会本会議において、前記共同提案の「国際法の下での国家の権利義務に十分な考慮を払う」とする新たな文言が挿入され、総会決議837（IX）として採択されたのである。採択結果は、41—11—3であった^(注15)。

その後、1955年の第10回総会第三委員会における国際人権規約草案の討議過程でも、自決権に関する条項それぞれをめぐって意見の対立がみられ、先進資本主義国は民族自決の条項に、天然資源恒久主権を挿入することを批判し、かかる主権の存在は承認しえないと強調した。他方、発展途上国は、この批判に対し、第3項はいまだ自決権を行使していない人民と民族の立場が問題となっている、と反論したのであった。さらに委員会の他のメンバーは、様々の理由でこの条項の採択延期を図った^(注16)。こうした論争の末、最終的妥協案を見出すため、第1条の再検討を行なう作業部会^(注17)が、キューバ、エクアドル・エルサルバドルの提案にもとづき設置されたのである。

作業部会が作成した新しい第1条によれば旧第3項は、次のような条文の第2項と改められた。

「2. 人民は、互恵の原則にもとづいた国際協力、ならびに国際法から生ずる義務を害することなく、自らの目的のために、その天然の富と資源を自由に処分することができる。いかなる場合にもその生存の手段を奪われることはない。」^(注18)。

作業部会は、この第1条第2項作成の経緯について次のようなコメントを述べている。

「恒久主権という用語は削除した。また十分な補償なしに収用を正当化すると危懼を除くため、条項全体を起草しなおした。「国際法および国際協力」の文言は外国投資に伴う不安を取り除き、また「互恵の原則に基づく」との規定は、セ

ーフガードを与えるであろう」(註19)。

しかしながら、この新第2項も、先進資本主義国の賛成を得ることができなかったのである。その実質討議において、イギリスは、全体的にこの新条項は曖昧であり、また「いかなる場合にも (in no case) という用語は、「国際経済協力および国際法のもとでの義務」の法的効果を崩すと主張した。さらにアメリカは、天然資源への支配権を行使する国家の主権的権利を否定するものではないが人権規約草案第1条2項はなお補償なしに収用する権利を認めていると主張した。そしてイギリスとともに、政治的原則としての自決に反対するものではないが、初期の人権規約草案に述べられた「人民の権利」は、主権国家の権利を意味していたと強調したのである。

最終的審議は、人権規約草案第1条の採択延期の投票および、第2項の採択投票の問題に移り前者は否決され、第2項全体は26—13—19で採択されることとなった。反対したのは、台湾、トルコを除き全て先進諸国であり、ラテン・アメリカ諸国の多くは棄権した。

第1条2項は、恒久主権決議採択に際しその中核となったが、しかしながら、このことは、先進資本主義国の敗北を意味するものではなかった。新条項は、先進資本主義国の反対を押して採択されたが、「恒久主権」の用語は、先に第三委員会によって採択された第1条項から削除され、また「国際法から生ずる義務」という文言を押入することに成功したからである。なお、人権委員会が作成した「経済的、社会的および文化的諸権利に関する規約草案 (A規約)」および「市民的政治的諸権利に関する規約案 (B規約)」の両規約からなる人権規約草案は、第10回総会で検討された後、第18会期までその逐条審議が継続され、1966年第26

回総会において両規約とも成立をみたのである。

(4) <天然資源恒久主権委員会 における討論>

その後、先のアフガニスタンの決議草案にもとづき、「天然の富と資源に対する恒久主権を含め、人民と民族の自決権に対する国際的尊重に関する勧告を完了する」ための措置として、天然資源恒久主権の十分な研究を行なう調査委員会設立に関する決議草案(註20)が、人権委員会第11会期(1955年)において再確認された。この決議草案は、経済社会理事会第20会期を通じ、第10回総会に送付されたが、三度にわたる延期の後、第13回総会において取りあげられることとなった。総会第三委員会は、52—15—4で上記決議案を可決したが、委員会の人員、構成、および指名方法等に関しては本会議に委ねられた。

1958年12月12日、総会本会議は、議長の問題により、委員会が地理的配分にもとづき、総会議長が選出する9名の政府代表より構成されることを最終的に決定し、若干の修正を加えた後、52—15—8でこの決議案を採択したのである。<決議1314 (XIII)>

同決議は、「自決権の基本的構成要素の現状」を調査するため、アフガニスタン・チリ、グアテマラ、オランダ、フィリピン、スウェーデン、ソビエト、アラブ連合、アメリカの代表より成る、天然資源の恒久主権に関する国連委員会 (The U. N. Commission on Permanent Sovereignty Over Natural Resources) の設立を決定した。また、天然資源の恒久主権の現状を十分調査する上で、国際法のもとにおける国家の権利義務および低開発国の経済発展における国際協力を促進することの重要性に考慮を払い、さらに、2つの人権規約で確認された人民および民族自決の権利は、天然の富および資

源に対する恒久主権が含まれていることを確認している。

この天然資源の恒久主権に関する国連委員会^(注21)は、1955年5月、第1回会議を開催したが、この時、国連事務局の代表より委員会に対し、この問題に関する研究を提出する用意のあることが明らかにされたため、この研究に含ましめる情報の内容に関して討議が行なわれた。以後、第2会期(1960年2月-3月)および第3会期(1961年5月)に、各々「天然の富と資源に対する恒久主権の現状」と題する予備研究^(注22)、またその改訂版^(注23)が事務局より提出されたが、この予備的研究には、諸国家の天然資源恒久主権の現状に関する法的・経済的情報が扱われており、たとえば、外国人の天然資源の所有、利用に対しての国家措置、資源開発に対する国家規制、資源開発協定、既得権、国家責任、非自治地域での資源主権の現状等が広範囲に取り扱われていた。

この恒久主権委員会の報告は、第32会期経済社会理事会を通じて第16^(注24)回総会に提出されたが、その内容の審議は時間不足のため、優先議題として、第17回総会に持ちこまれることとなった。

なお、経済社会理事会32会期において、日本代表は、自決権の概念が未確定である以上、これを前提とした恒久主権の概念も国際法上疑義があり、ただし、決議草案の主文第1項が総会決議1515(XVI)に準じて修正されるならば、受諾の用意があると発言したことが注目される^(注25)。

2. 天然資源恒久主権概念の確立

(1) 第17回総会決議1803(XVII)^(注26)

1962年11月、第17回総会第2委員会は、天然資源恒久主権委員会より提出された報告^(注27)を基礎に本格的討議を行なうことになる。

まず発展途上国は、天然資源恒久主権問題が途上国にとって緊急を要する問題であり、また恒久主権委員会作成の決議草案は、先進資本主義国と途上国相互の利益を調整したものであるとし、最小限の修正で速かに採択すべきであると主張した。しかしながら、多くの修正案の応酬により、論議は紛糾したのである。

アメリカ、イギリスは、(1)、当事者間の自主協定は誠実に遵守すべきである。(2)、国有化に伴う補償は十分なることを要する。(3)紛争手続きに関して国際解決の重要性を軽視すべきではない、との3点を主旨とする修正案^(注28)を提出した。

これに対し、ソビエトは、国有化、収用の権利を制限している条項を削除し、国有化収用は主権行使の一部であり、補償問題は、かかる措置をとる国の国内法規にしたがって決定されるとする独自の修正案^(注29)を提出した。

さらに、ビルマ^(注30)、スーダン代表^(注31)は、本決議草案の採択は時期早尚であり、国連加盟国の増大に鑑み、恒久主権委員会の構成員を拡大して主文第3項・4項を再検討すべきであると提案した。他方、フランス^(注32)、ガーナ^(注33)、イタリア^(注34)代表等は、この問題は、法律的、技術的性格が強いため、専門家の検討を求めべく、国際法委員会に付託するよう提案したのである。

その後、アメリカ、イギリスは、委員会の紛糾に鑑み、その修正案の統合と簡素化を図るため、共同修正案を提出した。この修正案では、補償が、「prompt, adequate, effective」であるべきことは、国際法上確立した原則であり、特に掲げる必要はないとして省かれ、(1)、当事者間に自由に締結された協定は誠実に遵守されねばならない。(2)、補償に関する紛争の場合、国内裁判手続が完了されねばならないが、当事者間の協定によって、仲裁

または、国際裁判に付託することができる (shall be made), とする内容のものであった^(注35)。

補償問題に関してこのような態度がとられるに至った背景には、アメリカはその最初の修正案で決議草案第4項にいう「適当な (appropriate) 補償」は、国際法上、「迅速、十分かつ実効的補償」を意味する^(注36)ものとし、『適当な補償』という言葉がすでに暗示されているものを明示する目的で、「適当な——迅速、十分かつ有効な——補償」と変えるよう要求した^(注37)。しかしながら、後に、アフガニスタンはアメリカとの交渉により、同国が「適当な時と所において十分な補償」とする修正案^(注38)を撤回したため、米英は共同修正案からこの文言を削除したのであった。この共同修正案提出時、アメリカ代表は、「適当な補償はすでに国際法に、迅速、十分かつ有効な補償を意味すると解されているので、特に掲げる必要はないと考え削除した」^(注39)と述べている。

この他、マダガスカル代表^(注40)は、アメリカの修正案を支持するとしながらも、特に、「迅速、十分かつ、有効な」と言及する必要はないと述べ、国有化を行なう国の財政状態および支払い期間などが考慮されねばならないと強調した、またペルー代表^(注41)は、外国投資家に対し、「正当な補償 (due compensation)」支払いの保証を与える必要があり、「補償をうける権利は “a simple matter of justice”」であると主張した。さらに、ナイジェリア代表^(注42)は、「原則として……十分な (adequate) 補償が支払われねばならないと」発言したのである。

また一方、投資協定に関する最初の米修正案は、「天然の富と資源に対する恒久主権の行使においては、人民および民族は、国際法の下での国家の権利義務および、低開発国の経済発展に対する国

際経済協力促進の重要性を尊重し、自由に締結された協定は誠実に遵守されねばならない」とし、決議草案主文第9項として新たに加えることをその内容としていた。他方、英修正案^(注43)は、決議草案主文第3項に、「自由に締結された協定は、誠実に遵守されねばならない」とする追加挿入を提案した。しかしながら、その後二度にわたる米、英の修正案では主文第8は、次のように改められたのである。

「主権国家間によって (by Sovereign states), 自由に締結された外国投資および技術援助協定は誠実に遵守されねばならない。」^(注44)

レバノン・シリアは、この修正案に対し、「主権国家間に (between Sovereign states) 自由に締結された協定」と改めるよう共同修正案^(注45)を提出したが、英米は、その後、「主権国家により、また主権国家間に (by or between Sovereign states) 自由に締結された外国投資協定は誠実に遵守されねばならない」^(注46)と修正し、これは、国家間、国家と国際機関および国家と私的投資家間の協定にも適用されると提案説明を行なったのである。

しかしながら、この提案に対して、シリア、レバノンはなおも「by or」の文言を削除すべしとして、共同修正案^(注47)を提出した。レバノン代表^(注48)は、「当該協定は主権国家間のものであり、かかる協定は、国内法によって修正できる政府と内外の会社との間に締結する協定と同様にみなすことはできない」と主張したのである。また、イラク代表^(注49)も、「国家と会社の協定は主権国家の法によって十分に保護される単純な契約であり……国際文書の中で強調する必要はない」と発言した。

なお、補償問題から生ずる紛争解決に関しては、ソビエト^(注50)は一貫して、「所有者に対する補償

支払いの問題は、主権の行使としてこれらの措置をとる国家の国内法に従って決定されねばならないと主張した。

天然資源恒久主権委員会の決議草案では、この点について紛争が生じた場合、国内裁判手続に「訴えられなければならない (should be resorted to)」とされていたが、他方、最初の米修正案では、国有化、収用もしくは徴発に対し、補償問題が生じた場合、国際法に従って、国内的救済が完了されなければならない、但し、当事者が国際裁定もしくは、他の解決方法によることを同意した場合はこの限りではない」とされていた。しかし、その後の米英共同修正案においては、決議草案は国内裁判手続を最終決定権者であるとの推定をまねくとし、「完了されなければならない (should be exhausted)」と変えるよう求めたのである。

この点について、チリ代表^(註51)は、補償額の最終的な決定権は国有化国にあると強調し、また、ブラジル代表^(註52)は、「完了」なる用語は、「国内裁判手続が、仲裁又は国際裁判で終結する長い過程の最初の段階にすぎない」との不正確な印象を与えるとしてこの用語の使用に反対したのである。

仲裁または国際裁判への付託問題については多くの国が、仲裁もしくは、国際裁判の可能性を認めながら、強制的性質のものではないことを指摘した。たとえば、ペルー代表^(註53)は、強制的国際管轄は国家主権と合致しないと述べ、パキスタン代表^(註54)は、その意味からも、共同修正案の「shaud be」を「shall be」に改められないならば、不安はとりのぞかれないと主張した。

その他、特にこの問題に関する修正案として、レバノン、シリアから、仲裁または国際裁判に付託する協定を国家間の協定に限定しようとする修

正案^(註55)が提出された。

なお、この他、第二委員会においては、既得権をめぐっての論議がなされ、アルジェリア代表^(註56)は、かつての植民地の完全な主権の獲得以前に得られた「既得権」に関し、国際法上の義務はこれらに対して適用されないから、かかる権利は主権国家間において再検討されねばならない、という内容の修正案を提出した。

同国はその提案説明で、「協定は当事者間に完全な自由が尊重された場合のみ締結されるものであり、権利義務が発生する際に両国が同一の法的地位に立っていない場合は完全な自由はない。それ故、植民地期間中、その財産を奪われ、自らの領域にその同意を得ず企業を設立された国家は、補償の支払い及び国際法遵守の義務を負うものではない」と述べている。

しかしながら、このアルジェリアの提案に対しては、アメリカ代表^(註57)は、「既得権問題はきわめて複雑で、国際法委員会においても優先事項としてまもなく検討が開始されようとしているので、第二委員会が、この微妙な問題を判断することは適切でない」と反論した。

最終的に、この問題に関係するいかなる規定も設けないとすることで妥協が成立し、既得権に関しては、いかなる加盟国の地位も害するものではない、また国家相続の問題は国際法委員会で検討中であること、とする内容の二項目が米英共同修正案に取り入れられた。この後、アルジェリアの提案は撤回されることとなったのである。

かくて、決議草案および米英修正案に対して多くの修正案が提出されたのであるが、第二委員会は、12月3日、票決に入った。

米英最終共同修正案中、投資協定の遵守に関するものは、53—22—15で採択され、既得権に関す

る二つの新条項を加えるものは、各々、85—1—6, 63—12—16で採択された。なお投資協定の遵守に関する修正案に対し、レバノン、シリアより提出された共同修正案は、33—47—11で否決されたが、とくに、この共同修正案の票決に対して、ラテン・アメリカ諸国のほとんどが棄権したことは注目すべきである。また、投資紛争解決に関しては、52—28—13で可決され^(注58)、さらに、投資紛争解決を、主権国家間のものに限定しようとするシリア、レバノンの修正案は、30—38—24（棄権）で否決された。ソビエト修正案のうち、国有化を妨げられずに行なう権利を確認する項目および補償は国内法によるとする項目は、各々30—30—33, 28—39—21で否決された。

なおソビエトは、第二委員会で、「各国が天然資源に対する恒久主権を再確立ないし強化するためにとった措置を全面的に支持し、この恒久主権の創設、保護、強化を妨害することを目的とする行為は、これは許されるべきでないものとする」という文言を第5項として新設する提案を行なったが、これは、43—32—16で採択された。その他、ビルマ、スーダンの修正案は、31—30—28で否決された。

かくて採択された決議草案は、全体として60—5—22で採択され、総会本会議に送付されたが、総会本会議は、この決議草案を含む第二委員会の報告^(注59)を基礎に検討を行なったのである。

総会本会議では、この決議草案に対し、「低開発諸国 (underdeveloped countries)」を「発展途上国 (developing countries)」の用語に改めること、および事務総長に対し、今後、この問題の研究を継続すること内容とするアフガニスタン等13カ国の共同修正案^(注60)が提出され、絶対多数で可決された。

さらにまた、ソビエトは、第二委員会で否決された「国有化を妨げられずに行なう権利を確認する」条項を挿入する修正案^(注61)を再度提出したが、アメリカを中心とする先進資本主義国およびラテン・アメリカ諸国の反対にあい、結局34—48—21で否決された。しかも、先進主義国の抵抗はなお続けられ、先の第二委員会においてソビエトの提案で付加された注文第5項に対し、その削除を求めたのである。

アメリカは、この項目が削除されないならば、草案全体に反対するとしたが、しかしこの削除の提案に対して途上国側は強硬に反対し、分割投票の結果、38—41—15の少差で否決されたのである。

このような修正を受けた決議草案は、1962年12月14日、本会議で、87—2—12で可決され、総会決議1803 (XVII) として採択されたのである^(注62)。決議の内容は以下の通りである。

「総会は……次のことを宣言する。(前文省略)

I 1. 天然の富と資源に対する恒久主権への人民と民族の権利は彼らの国家的発展と、関係国人民の福祉のために行使されなければならない。

2. かかる資源の探査、開発および処分、ならびにこれら目的のために必要とされる外国資本の輸入は、人民と民族がこれらの活動の認可、制限あるいは禁止に関して必要または望ましいと自由に考える規則および条件に一致しなければならない。

3. 認可が与えられた場合には、輸入された資本および資本の所得は、認可の条件、実施されている国内法および国際法によって規律されなければならない。得られた利益は、天然の富と資源に対する国家の主権をいかなる理由によっても損傷されないことを確保するために十分な注意を払って、投資側と受入国との間で、それぞれの場合に

自由に協定された割合にしたがって、分配されなければならない。

4. 国有化、収用、または徴発は国内外国を問わず純粹に個人的ないし私的な利益に優先するとみなされる公益、安全、または、国家的利益の根拠または理由に基づかなければならない。かかる場合に、所有者は、主権の行使として、かかる措置をとる国家で実施されている規則にしたがって、かつ国際法にしたがって、適当な補償を支払わなければならない。補償の問題が争いを生ずるいかなる場合にも、かかる措置をとる国家の国内裁判手続が完了されなければならない。しかし、主権国家と他の当事者による合意がある場合には、紛争の解決は仲裁裁判または国際裁判によって行なわれなければならない。

5. 天然資源に対する人民と民族の主権の自由で有効な行使は、主権平等に基づいた諸国家間の相互尊重によって助長されなければならない。

6. 発展途上国の経済発展のための国際協力は、公的または私的資本投資の形であろうと、商品や役務の交換の形であろうと、技術援助の形もしくは科学情報の形であれ、発展途上国の独立した国家的発展を助長し、天然の富および資源に対するこれら諸国の主権の尊重にもとづくものでなければならない。

7. 天然の富と資源に対する主権への人民と民族の権利の侵犯は、国連憲章の精神と原則に反し、国際協力と平和の維持を妨げる。

8. 主権国家により、また、主権国家間に自由に締結された外国投資協定は誠実に遵守されなければならない。国家と国際機構は、国連憲章と本決議に示された原則にしたがって、天然の富と資源に対する人民と民族の主権を、厳格にかつ良心的に尊重しなければならない。……（II III省略）

(2) 第21回総会決議2158 (XXI)

第17回総会で、天然資源恒久主権の種々の側面について研究を継続するよう要請された事務総長は、1963年1月、その報告^(註63)を経済社会理事会第37会期に提出した。

同報告は、特に発展途上国を中心とし、外国投資および企業による天然資源の使用また所有に影響を与えるような国家の措置を扱ったものであった。

経済社会理事会は若干の討議を行なった後、総会にこの報告を送付した。その後、1965年第20回総会第二委員会は、この問題を取り上げ、審議過程で二つの共同修正案が提出されたのである。

一つはセイロン、エクアドルの共同提案で^(註64)、発展途上国は民間資本の流入増大を望んでいるが、投資国および投資受入国の間にはなお多くの障害が存在しているとし、事務総長に対し資本流動促進のためのガイドラインを作成するよう要請するものであった。他方、アルジェリア、ポーランド、スーダン、アラブ連合、タンザニア5カ国により、これまでの諸決議で確認されてきた恒久主権概念の具体化を図るため、発展途上国自身が資源の開発と処分を行なう権利を強調する共同修正案^(註65)が提出された。ことに後者の共同修正案は、次期会期の決議草案を先導することとなったが、しかし、発展途上国の間においてもこの修正案に対して意見が分れることとなった。

翌年の21回総会第二委員会は、先の5カ国に加え、新たに提出された14カ国共同修正案^(註66)を討議したが、当該修正案は、発展途上国の自力による資源の開発、販売、および利用方法の選択の自由と資源開発を行なう外資企業への経営・利益に対し、発展途上国がシェアを増大する権利を有すること、さらに、自力開発実現のため、労働、

技術、経営の各面で現地要員の訓練を行なうことを主要な内容としていた。

イラン代表^(註67)は、この共同修正案の提案説明に際し、資源に対する完全なる主権および支配を行使しうる時のみ、資源の十分な利用が可能なのであり、かつ開発途上国の経済開発は経済的独立を基礎とした上になりたつものであると述べている。パナマ代表^(註68)も同様に、天然資源開発への参加は、主権行使の一手段であり、それはまた、経済的独立の確保強化の手段であると説明した。

この提案に対し、先進資本主義国は相当の修正を加えぬかぎり受諾はできないとの態度をとり、とりわけ、外資の利益に対する資源所在国のシェア増大権の項目（4項）および資源の開発、販売方法の選択の自由の項目（3項）に対しては強硬に反対し、かかる権利を認めれば、既存の利権協定の安定が損なわれ、投資環境を悪化するものであると強調したのである。

共同提案国の代表たるアラブ連合^(註69)は、この外資企業へのシェア増大の権利について決議案中のいかなる規定も天然資源に開発にあたっている外国投資を敵視するものと解釈されてはならない。しかし発展途上国は、資源の開発および販売に対してより強固な支配およびセーフガード確保に関心をもっている。決議草案中にもられた措置は外資を排斥するものではない。より衡平かつ安定した投資環境は、現行の投資協定に対する発展途上国の不満の原因をとり除くことによって創り出されるものである。この意味で、真の国際協力は、資源開発からの経営および利益に対するシェアの増大を受ける発展途上国の権利の正当性が認められる場合のみ達成されるとのべている。

これに対し、アメリカ代表^(註70)は、第4項に関して、発展途上国が自国内の企業の経営に参加し、ま

た資源開発からの利益に衡平な配分を受けることに同意するが、かかる利益に対するシェア増大の権利を当然にもつ、とすることに対しては重大な疑義を有すると述べた、そしてこのようなシェアは、個々の交渉により決定されるべきであり、国連がアプリアリに、一方の側に立つことは望ましくないとし、さらに、発展途上国の利益が投資家のそれよりも大きくなることは、外資活動が阻害され、むしろ発展途上国の利益にならないと主張したのである。そして「資源開発の経営、利益のシェアを衡平な基準に基づいて増大させる発展途上国の利益を定める」とする修正案^(註71)を提出したのである。イギリスも、このような規定は、外資の漸進的取用を規定しているかのような印象を受けるとし、天然資源への投資はリスクが高く、政治、経済的独立の尊重確保と同時に、政府と投資家間にそのようなリスクを衡平に負担されるものでなければならぬと主張した^(註72)。

これに対し、共同提案国側は、この「衡平」か否かを判断する基準が不明確であるとして、「関係国民の開発上の必要および目的に照して決定されるべき衡平な利益シェア」とする文言挿入の提案^(註73)を行なった。しかしながら、アメリカ、イギリスは、資源所有国の利益が一方的に保護されるとして、「関係国民の開発上の必要および目的に照して決定されるべき衡平な利益シェア、ただし、相互利益の原則に則った経済協力から生ずる義務を害することなく」とする提案を行ない、現行投資協定の法律関係の安定を強調したのである^(註74)。

だが、この国際法原則への言及は、またもや途上国の反対にあい、かくて先進資本主義諸国と開発途上国の対立が決定的となったのである。オランダ、カナダ等はこのような対立に妥協点をみい

だすため奔走し、オランダから、「開発上の必要と相互に合意しうる契約上の慣行 (mutually acceptable contractual practice) に配慮を加えた衡平な利益シェア」^(注75)とする文言の追加挿入の提案が行なわれたのである。しかしながら、この提案に対しては、アメリカ、イギリスともに同意を与えず他方メキシコからは、オランダ修正案に対し、「国際仲裁裁判への付託の含みがあるとして、決議案に、「外国資本の活動は、受入国の国内法に従う」旨の新項目追加の提案^(注76)がなされたのである。このオランダ提案には共同提案国側も賛成し、第二委員会の分割投票では、この修正第4項は、100-0-6で採択され、同時にメキシコ提案も承認されるに到った。

共同修正案中、先進国の強い反対にあった資源の開発および販売の選択の自由(3項)に関して、共同提案国側はこの「資源の開発および販売の選択の自由」が、恒久主権の具体的内容であると強調し、とりわけ、主権はその行使とは不可分であり、したがって資源の開発方法および自由に選択する権利は、主権そのものとシノニムであると主張したのである^(注77)。

イラン代表^(注78)は、「発展途上国にとって、天然資源に対する完全な主権は、天然資源、産業利用、販売への漸進的参加を含む」と述べ、またチリ代表^(注79)は、「すべて国家は、天然資源の利用、開発、採掘および販売の恒久的権利を有し、かかる意味で、自国が、天然資源の支配の維持およびその利益を確保するため、最良の方法と考える法を制定しうる」と主張した。

これに対して、アメリカ代表^(注80)は、この場合の主権とは、「資源の開発、販売方法の選択の自由、より具体的には、自力開発と外資導入との間の選択の自由を意味し、したがってこの点が謳わ

れておれば充分であり、自力開発、販売のみを一方的に強調することは、国際経済協力の目的に資することとはならず効果的かつ経済的に開発を促進しえないと反論した。そして、「国家は、資源開発の方法に関して最終的な選択の自由を有する」との原則に同意しながらも、開発途上国は、資本および熟練要員を欠いているため、選択の自由を十分行使しえない。かかる意味で、「法的権利としての選択の自由」と「実際上の選択の自由」とには差異があり、この「自力による」ことを強調することは、ひいては、外国投資を阻害する「アウトルキー」志向となると強調したのである。そして、この用語の削除を求める修正案^(注81)を提出したのである

しかしながら、このアメリカの修正案に対しては、アルジェリ^(注82)、ソビエト^(注83)、ポーランド^(注84)等の途上国および社会主義国は一致して反対したのである。

結局この第3項は、第二委員会の票決において、98-0-10で採択された。かくて最終決議案は、討議過程で提出された多くの修正案を考慮に入れ、14カ国共同修正案に、新たに5カ国が共同提案国として加わり、第二委員会で採択されることとなった。決議案全体は、票決の結果99-0-8で可決され、1966年11月25日、総会本会議において、104-0-6で、総会決議2158 (XXI) として採択されたのである^(注85)。

決議の内容は以下のとおりである。

「総会は……次のことを宣言する(前文省略)

1. 総会決議1803 (XVII) で認められているように、国連憲章の精神と原則にしたがって、あらゆる国が、自国の開発の利益のため、その天然資源に対する主権を行使することは、不可譲の権利であることをあらためて確認し、

2. それゆえ、国連は、あらゆる国がその権利を十分に行使しうるためにその活動を最大限調和のとれたものにするよう努力すべきであることを宣言し、

3. 発展途上国が天然資源の開発、販売が遂行される方法を決定するに際して、選択権を効果的に行使するためには、国連の前述の努力は、発展途上国が天然資源を最大限可能なだけ開発し、さらに自力で開発に着手する能力の強化を助けるべきであることを確認し、

4. 各国の天然資源の開発は、常に国内法および国内規則にしたがってなされるべきであることを確認し、

5. すべての国、とりわけ発展途上国が、外資によって完全なまたは部分的に経営されている企業の経営に対するシェアを確保ないし増大し、かつそれより生ずる便益および利益については、関係国民の発展途上国の必要および目的ならびに相互に合意し得る契約上の慣行に妥当な考慮を加えて、衡平に基づき、一層増大なシェアを得る権利を認め、資本輸出国に対して、この権利の行使を妨げるいかなる行動をもさしひかえるよう呼びかけ、

6. 発展途上国の天然資源が外資によって開発される時は、外資は、そのような開発に関係するあらゆる分野の発展途上国の要員の妥当な訓練を行ない、

7. 先進国に対し、発展途上国の要請に応じて、発展途上国の経済開発を促進するために、その天然開源の開発、販売のための資本財、ノウハウの援助を供与するよう、また発展途上国の外資収入に悪影響を及ぼすおそれのある一次産品の非商業的備蓄を世界市場に放出するのをさしひかえるよう呼びかけ、

8. 天然資源の開発、販売のために、発展途上国によって設立された国内機構および国際機構が、この分野でそれらの国々の恒久主権の行使を確保するのに重要な役割を果たしており、そのため奨励されるべきであることを確認する。

9. (省略)

……(以下省略)

3. その後の恒久主権論の展開

決議 1803(XVII)および決議 2158(XXI)の両決議は、これまでの天然資源恒久主権決議の採択の中で大きな意義をもつと言えよう。とくに決議1803(XVII)は、天然資源に対する国家の権利を不可譲のものとして確認し、そこに含まれる法原則を明確にしたと言えよう。また決議 2158(XXI)も、この恒久主権の行使に関して具体的、実効的措置を規定している。

発展途上国は、天然資源に対する国家の主権的権利を単に法的概念として抽象的に確認することには満足せず、一貫してこの恒久主権に含まれた権利を経済的、社会的脈絡の中で、実効的なものとしてとらえようとしているのである。

この後、恒久主権決議は1968年決議2386(XXIII)1970年決議2692(XXV)によって採択されており、これらは特に決議2158(XXI)に確認されている原理の実施をその主目的としている。

第23回総会は、決議 2386(XXIII)において事務総長に対し、決議 2158(XXI)の原則および勧告のうち、主文第5項、6項、7項について包括的研究を第25回総会に提出するよう要請した。

これにこたえて、事務総長は、「天然資源に対する恒久主権の行使ならびにその開発のための外資と外国技術の使用 (The exercise of permanent sovereignty over natural resources and the use of foreign capital and technology for their exploitation.

Report of Secretary General)」^(注86)と題した報告書を作成し、第25回総会での審議の対象として提出した。

他方、天然資源問題の増大する重要性および複雑性の結果、1970年、第49回経済社会理事会は、決議1535(XLIX)で、天然資源委員会(Committee on Natural Resources)をその下部機構として創設することを決定した。

この委員会は、「国連開発戦略」全体の中で、国連を基軸とする国際援助機構による資源活動を総合的に評価、調整するを主要機能として、恒常的に天然資源問題を取り扱うものである^(注87)。

また、第25回総会は、決議2692(XXV)主文項により、総会決議2158(XXI)等で確認された資源の開発および販売方法に関する発展途上国の権利、外資による経営、利益に対する資源所有国のシェア増大の権利につき各国のとった措置に関する報告を、2年毎に事務総長に報告せしめることを要請した。

この要請にこたえて事務総長は、報告^(注88)を第53回経済社会理事会上に提出したが、その審議は第54回経済社会理事会上にもちこされた。

同報告の内容は、外資企業とその受入国側たる発展途上国との目的の不一致が生じやすい諸分野、とりわけ、経営管理、利益分配、雇用、産業技術の移転につき、恒久主権行使を国別、産業別に分析したものである。

さらに、この決議2692(XXV)で注目されることは、従来の天然資源に対する主権的権利の範囲が陸上資源に限定されていたのが、海洋資源に対しても拡大されたことである。すなわち決議2692(XXV)は、漠然とした言葉であるが「あらゆる国が、人民の利益と福祉のため、……陸と海(marine)の最適利用を確保するために権利を十分に行使す

る」と規定している。またこれに前後して、天然資源恒久主権が、国有化措置に伴う補償およびその問題の紛争解決に関して、国連の外において新たに提起された背景をみのがすことはできない。

1972年10月、ジュネーブで開催された第3回国際連合貿易開発会議の第12会期^(注89)は、次のような決議88(XII)^(注90)を採択したのである。

「自国の天然資源を回復するためにとる国有化措置は、主権の表明であり、その効果として、当該国有化措置に対する補償額および手続を定めることは、各国に属する。またこれに関連して生ずることのある紛争は、総会決議1803(X XI)に提示されたことを害することなく、各国国内裁判所の単独管轄権にのみ属する(Within the sole jurisdiction)ことを再確認する。」

同会議でこの問題が論議されるにいたった背景には、チリが米国系銅会社ケネコット(Kennecot)社を国有化し、同社がこの国有化措置に伴う補償請求確保のため、チリからの銅積荷の差押え訴訟をフランスの裁判所に提訴していたからである。同会議でチリ代表は、ケネコット社の訴訟提起が、「国連憲章で述べられている、不干涉、民族自決および国際法に違反するものである」と表明し^(注91)、これに関してチリを含むラテン・アメリカ11カ国が決議案を提出し、10月19日、前記「天然資源恒久主権」決議88(XII)が採択されたのである。

この決議は、「決議1803(X VII)に両立することを条件に」と言及しているが、しかし、決議1803採択時に比べそこに大きな変化をみることができ。なぜならば、第17回総会第二委員会において国有化の際の補償紛争解決を国内管轄事項とするという同主旨のソビエトの修正案に対し、これらラテンアメリカの多くが反対ないし棄権したからである。そして、この決議88(XII)は、その後第28

回国連総会決議、3171 (XXVII) を先導するものとなったのである。

第28回総会第二委員会で、アイスランドおよび発展途上国9カ国は、自国の管轄権下にある海底、海床および海底の上部水域に存在するあらゆる天然資源に対する恒久主権への諸国家の権利を確認し、天然資源に対する恒久主権の行使たる国有化に伴う補償額、支払い方法の決定および起こりうるいかなる紛争の解決も当該国有化措置をとった国の国内法によるとする決議案^(注92)を提出したのである。

さらにこの決議案に加え、イラク、アルジェリアおよびシリアは、国有化の際の補償に関する追加修正案を提案^(注93)した。

これに対し、先進資本主義諸国は、この修正案は国有化の権利に伴う義務を無視しており、また国有化に関する紛争解決は国際法にしたがうと解釈する余地がなくなると主張し、この決議案および修正案に反対したのである^(注94)。かかる反対にもかかわらず、補償およびそれから生ずる紛争解決は国内法による、とする主文第3項は、86-11-23で採択されたのである。この主文第3項は次のごとく、述べている。

「天然資源確保のために、その主権の表現として、国家によりとられた国有化の原則の適用は、各国家が可能な補償 (possible compensation) 額および支払い方法を決定する権利を有し、かつ、それより生ずる紛争は、かかる措置をとった各国内法にしたがって決定されるべきことを意味することを確認し……。」

同決議をみると、前記国連貿易開発会議の決議88(XII)中の「決議1803(XVII)との両立」といった条件の文言はまったく付されておらず、さらに、これまでの「適当な」補償という文言は、「可能

な補償」という用語に変わっている。この決議は、国有化と補償問題が当該国有化国の国内管轄事項として認めた最初の総会決議であり、天然資源恒久主権の発展にとって大きな意義があると評しえよう。

かくして、12月17日、総会本会議は決議3171 (XXVII) を全体として108—1—16で採択したのである^(注95)。

このような資源主権強化はなおも展開し、翌74年、第6回特別総会(資源総会)で採択された「新国際経済秩序樹立に関する宣言 (Declaration on Establishment of a New International Economic Order)」^(注96) (決議3201C S—VI)、第29回国連総会における「諸国家の権利義務憲章 (Charter of Economic Rights and Duties of States)」(総会決議3281 (XXXI))^(注97)へと発展した。

これらの宣言および決議は国有化の権利を一層強化し、天然資源恒久主権は発展途上国が求める新国際経済秩序の基礎として位置づけられている。「新国際経済秩序樹立に関する宣言」は、投票に付されることなく、一括コンセンサス方式で採択されたが、天然資源恒久主権については、次のように述べている。

「4 (e)、あらゆる天然資源と全経済活動に対する完全な恒久主権。その天然資源を保護するため、いづれの国有化および所有権をその国民に移転する権利とともに、天然資源に対する効果的な管理および自国の状況にふさわしい手段により、その開発を行なう権利を有する。この権利は、国家の完全なる恒久主権の表現に他ならない。いかなる国家もこの不可譲な権利の自由かつ完全な行使を妨げる経済的、政治的、その他いかなる形の強制もうけることはない。

4 (f)、外国政府による植民地支配およびアパル

トヘイトの下にある全ての国家、領土およびその国民は、それら国家、領土および国民の天然資源およびその他の資源の開発、枯渇および破損の回復、さらに完全な補償をうける権利を有する。」

(傍点筆者)

宣言では、国有化の不可譲の権利が強調される一方、また、これまでの決議で少なからず謳われていた「相当の補償」も姿を消し、公目的のために国有化を行なうという制限もついていない。さらにこの宣言で注目されることは、天然資源恒久主権がおよぶ範囲を経済活動全般におよぶとしたことである。この点は、宣言採択過程で最も争点となったところであり^(注98)、先進資本主義国も強硬に反対したのである。かかる公式化に反対する先進資本主義国は、各々留保声明を行ない^(注99)、恒久主権の行使が国際法の諸原則にしたがうことを強調したのであった。

さらに、この宣言に述べられた天然資源恒久主権原則は、「諸国家の権利義務憲章」第2条2項(c)においても確認されている。

「各国家は次の権利を有する……(c)外国資産を国有化、収用し、またその所有権を移転すること、ただし、その場合には、自国の適切な法令および自国が適当とみとめるすべての事情を考慮して、適当な (appropriate) 補償を支払わねばならない、補償問題で紛争が生じた場合はいつでもその紛争は当該国有化国の国内法に基づき、かつ法廷において解釈されねばならない。」

この第2項(c)は、すでに決議3171(XXVII)で述べられた規定の再確認と言える^(注100)が、これに対しては、先進資本主義国側も抵抗をみせ、第2委員会の審議過程で、国有化、収用が公目的のために行なわれなければならない、正当 (just) な補償を条件とする、という修正案^(注101)を提出したので

あった。

しかしながら、先進国側のこの留保案の試みも、その票決において、19—87—11であえなく退けられて、総会決議3281(XXIX)は、分割投票の結果、全体として、108—16—6で採択されたのである。

国連における一連の天然資源恒久主権の発展の中でみた場合、とりわけ、これら宣言および決議は、発展途上国がその経済発展のために、自国の資源に対する恒久主権をより有効に行使することを可能としたものと言えよう。

(注1) 決議1803(XVII)成立までについては、U. N. Conference on Permanent Sovereignty over Natural Resources, “Historical Summary of Discussions Relating to the question of Permanent Sovereignty of Peoples and Natural Wealth and Resources,” A/AC. 97/1 (12 May, 1959); Hyde, J. H., “Permanent Sovereignty over Natural Wealth and Resources,” *American Journal of Int'l Law*, Vol. 50, No. 3 (1956), p. 854; Banejee, “The Concept of Permanent Sovereignty over Natural Resources: an Analysis,” *Indian Journal of Int'l Law*, Vol. 8 (1968), p. 515; 松井芳郎「天然の富と資源に対する永久主権」(『法学論叢』第97巻第3号) 35～57ページ。

(注2) 本稿で引用した決議文は E/C. 97/11 (29 Dec. 1970, p. 97) によった。「経済社会理事会および総会で採択された天然資源分野の決議集」

(注3) 外務省国際連合局社会課『国際人権規約の成立の経緯』昭和43年 2ページ以下。

(注4) A/AC. 97/1, para. 1.

(注5) A/AC. 97/1, para. 2.

(注6) Ibid.

(注7) A/C. 2/L. 165 and corr. 1 to 3.

(注8) Whiteman, *Digest Int'l Law*, Vol. 8, p. 1027.

(注9) Hyde, *op. cit.*, p. 854.

(注10) 判決内容は、田岡良一・田畑茂二郎『外国資産国有化と国際法』日本国際問題研究所 昭和39年

253～254, 257～58ページ。

(注11) A/AC. 97/11. para. 6.

(注12) E/CN. 4/705 draft resolution F1.

(注13) A/AC. 97/1. para. 3.

(注14) A/AC. 97/1. para. 9.

(注15) Ibid.

(注16) 前掲『国際人権規約成立の経緯』15～21ページ。

(注17) ブラジル, コスタリカ, エルサドバドル, ギリシア, インド, パキスタン, ポーランド, シリア, ヴェネゼエラの9カ国で構成。

(注18) A/AC. 97/1. para. 5.

(注19) Ibid.

(注20) A/AC. 97/1. para. 12.

(注21) 天然資源恒久主義委員会の討議は, 松井前掲書に詳しい。Hyde, *op. cit.*, p. 806; Gamboa, M. J., "The Permanent Sovereignty of Peoples and Nations over Natural Resources," *United Nations Review* (July 1961), p. 29.

(注22) A/AC. 97/5. 予備研究の内容については, 安藤仁介「天然の富と資源に対する永続的主権の現状——国際連合事務局による研究」(『国際法外交雑誌』60巻3号) 137～154ページ。

(注23) A/AC. 97/5. Rev 1.

(注24) E/3511 and Add. 1.

(注25) 外務省国際連合局経済課『第32回経済社会理事会の事業』昭和38年 77ページ。なお決議1515(XV)「低開発国の経済発展のための共同宣言」主文第5項は, 「その富と天然資源を処分する国家の主権的権利は, 国際法の下における国家の権利義務にしたがいつ, 尊重されるべきこと」と述べている。

(注26) 決議1803(XVII)については, Gess, K. N., "Permanent Sovereignty over Natural Resources: An Analytical Review of the United Nations Declaration and its Gemesis," *Int'l and Comparative Law Quarterly*, Vol. 13 (1964) p. 398; Schwebel, S., "The Story of the United Nations Declaration on Permanent Sovereignty over Natural Resources," *American Bar Association Journal*, Vol. 49, 1963, p. 463; Committee on Int'l Law, "Report on United Nations Resolution 1803 (XVII) on Permanent Sovereignty over Natural Resources," *Record of the Association of the Bar of the City of New*

York, Vol. 18 (1966), p. 337; O'Keef, P. J., "United Nations and Permanent Sovereignty over Natural Resources," *Journal of World Trade Law*, Vol. 8, No. 3 (May-June 1974), p. 293; Banejee, *op. cit.*, p. 535; Mughraby, *Permanent Sovereignty over Oil Resources*, 1966, pp. 15-42; 松井 前掲書。

(注27) E/3511. A/AC. 97/73. この決議案は多くの修正を受け (A/AC. 2/6. 654 and corr. 1), 全体で60-5-22(棄権)で採択された。

(注28) 米案 A/C. 2/L. 668. 英案 A/C. 2/6. 669.

(注29) A/AC. 2/6. 670.

(注30) A/C. 2/SR. 850. para. 32.

(注31) A/C. 2/SR 855. para. 47.

(注32) A/C. 2/SR 842. para. 17.

(注33) A/C. 2/SR 842. para. 4.

(注34) A/C. 2/SR 846. para. 18.

(注35) A/C. 2/L 686.

(注36) A/C. 2/SR 850. para. 16.

(注37) A/C. 2/SR 835. para. 10.

(注38) A/C. 2/SR 850. para. 20.

(注39) A/C. 2/SR 850. para. 16.

(注40) A/C. 2/SR 846 para. 4.

(注41) A/C. 2/SR 845. para. 39.

(注42) A/C. 2/SR 845. para. 31. フラブ連合も, 国有化の際における補償は草案の重要な原則であると述べている (A/C. 2/SR 842. para. 12).

(注43) A/C. 2/SR 834. para. 25.

(注44) A/L. 2/L 686/Rev 2.

(注45) A/C. 2/L 686/697.

(注46) A/C. 2/6 686/Rev 3.

(注47) A/C. 2/6 697/Rev 2.

(注48) A/C. 2/SR 858 para. 16.

(注49) A/C. 2/SR 851 para. 29.

(注50) A/C. 2/SR 834. para. 27-33.

(注51) A/C. 2/SR 855. para. 55.

(注52) A/C. 2/SR 852. para. 19.

(注53) A/C. 2/SR 845. para. 39.

(注54) A/C. 2/SR 851. para. 13.

(注55) A/C. 2/SR 858. para. 12.

(注56) A/C. 2/SR 851. para. 6, A/C. 2/L 691.

(注57) A/C. 2/SR 851. para. 33.

(注58) マグラビーは, 「適切な補償基準を決定する第1次的機能が国内法に与えられるものと解され

る」と述べている。(Mughraby, *op. cit.*, p. 30)

- (注59) A/5344/Add. 1 and Add. 1/corr. 1.
 (注60) A/L. 412/Rev.
 (注61) A/L. 414.
 (注62) 反対はフランス、南ア共和国、棄権は社会主義諸国およびビルマ、ガーナ。
 (注63) E/3840.
 (注64) A/C. 2/L 806 and Add. 1 and Rev 1.
 (注65) A/C. 2/828 and Add. 1.
 (注66) アルジェリア、ビルマ、タンザニア、ポーランド、イラン、イラク、ウクライナ、シリア、パナマ、モーリタニア、アラブ連合、リビア、モロッコ、ユーゴ。
 (注67) A/C. 2/SR 1050. para. 7.
 (注68) A/C. 2/SR 1050. para. 5.
 (注69) A/C. 2/SR 1050. para. 2.
 (注70) A/AC. 2/SR 1050. para. 34.
 (注71) A/C. 2/L 873.
 (注72) A/C. 2/SR 1050. para. 23.
 (注73) A/C. 2/SR 1059. para. 16.
 (注74) ノルウェーは、外国投資協定の尊重、外国投資へのセーフガードを第4項が言及していないと主張している(A/C. 2/SR 1053. para. 4).
 (注75) A/C. 2/L. 885.
 (注76) A/C. 2/L. 886.
 (注77) ザンビア(A/C. 2/SR 1053. para. 19).
 (注78) A/C. 2/SR 1050. para. 2.
 (注79) A/C. 2/SR 1053. para. 13.
 (注80) A/C. 2/SR 1050. para 32, 1052. para. 18.
 (注81) A/C. 2/L. 873 and Rev 1.
 (注82) A/C. 2/SR 1051. para. 33.
 (注83) A/C. 2/SR 1052. para. 26.
 (注84) A/C. 2/SR 1052. para. 14.
 (注85) アメリカ、イギリス、日本、マルタ、オーストラリア、ベルギー、アルゼンチン、ニュージーランド、マグラビーはこの決議のコメントにおいて「資源開発において国有化は、最効率化となる場合以外はこのましいものではない。最高効率化が目的であり、国有化は究極的手段である」と述べている。Mughraby, "Recent Development in Permanent Sovereignty," *MEES*, Vol., X, No. 14 (1967).
 (注86) この報告の邦訳は、堀部博之『天然資源の

永久主権』アジア経済研究所 1972年。

- (注87) 天然資源委員会は各会期ごとに報告を出しているが、これら報告の詳細は、E/4969. E/C. 7/13. Committee on Natural Resources, "Report on the First Session" (22 Feb-10 March 1971), ECOSOC Official/Record, Fiftieth Sess., Supplement No. 6. E/5097. E/C. 7/22, Fifty-second Sess., Supplement No. 5. E/5247. E/C. 7/43, Fifty-fourth Sess., Supplement, No. 4.
 (注88) E/5170.
 (注89) 討議の詳細は UNCTAD, *Trade and Development Board Official Records*, Twelfth Session, First and Second Parts (TD/B/SR 313-342, 353-356 and 358-360).
 (注90) UNCTAD, Doc. TD/B/421, *Journal of World Trade Law*, 1973, p. 376.
 (注91) TD/B/SR 335. para. 7. (Ibid., official record, p. 244).
 (注92) A/C. 2/L. 1328 and corr. アイスランドの提案説明 A/C. 2/SR para. 45.
 (注93) A/C. 2/L. 1334.
 (注94) A/C. 2/SR 1577.
 (注95) 反対したのはイギリスだけである。
 (注96) *Int'l Legal Materials*, Vol. 13, No. 3 (1974), pp. 715-719. (川田侃編『今日の南北問題』日本評論社 209~225ページ [仮訳])
 (注97) *Int'l Legal Materials*, Vol. 14, No. 1: 田畑茂二郎・高林秀雄編「基本条約・資料集」325ページ [仮訳]。
 (注98) "Permanent Sovereignty over Natural Resources as a Cornerstone for Int'l Economic Rights and Duties," P. J. I. M. Waart, *Essays on Int'l Law and Relations*, 1977, p. 311 (Sijoff).
 (注99) 先進国留保説明の内容は、*Int'l Legal Materials*, Vol. 13, No. 3 (1974), pp. 744-766.
 (注100) R・C・A・ホワイトは、「国有化の合法性の要件として正当な補償要件が依然存在することは難しい。さらにこの新しい基準は国有化国の国内法規を当該支配としており、国有化を国際分野のものでなくしたように思われる」と述べている。White, Robin C. A., "A New International Economic Order," *Int'l & Comparative Law Quarterly*, Vol. 24 (1975), p. 547.

(注101) *Int'l Legal Material*, Vol. 14, p. 262-263.

III 天然資源恒久主権の地位および性質

国連における討議過程より明らかなように発展途上国は、天然資源恒久主権を、「自決権の基本的な構成要素」(basic constituent of the right to self-determination) (決議1314(XIII)) と考え、人民と民族の天然資源恒久主権の権利は、「彼らの国家的発展と関係国人民の福祉のための行使されねばならない」と主張した(決議1803(XVII)) 第1項)。そして、この恒久主権の具体的内容を、「資源保有国の自力による開発および販売」(決議2158(XXI) 第3項) と明示している。

このように天然資源恒久主権概念は近時ますます明確化されつつあるが、では、この天然資源恒久主権は国際法上いかなる地位および性質をもつものであろうか。

ところで、主権は一般に独立権と同義に解されているが、このことは、他国の権力的支配を排除するものであり、特に他国の権力から主権は独立していることを意味している(注1)。

他方、この主権は、自国内における領土、人民および物に対し、支配的権限を含んでいる(注2)。Quidquid est in territorio est etiam de territorio (領土内にあるものはすべて領域に属する)の原則はまさにこのことを示したものと云えよう。

かかる意味から、国際法主体としての国家は、独立権および領域主権、対人主権をもち、これら三つの要素が主権の内容を構成する(注3)と言われるのである。

しかしながら、この国家の排他的権利は、当然に同様の地位を認められた他国の存在を前提として、また国際法による制限の範囲内で、他国の権

力から自由であることを意味する。したがって、平等な基礎に立ち、他国とある法的関係に入った場合には、他国の主権は、尊重しなければならないのである。

主権はまた、慣習国際法、条約により制限されることがあるが、法理論上、この条約による任意の制限は、主権の放棄としてではなく、主権の属性とみなされてきた(注4)。

このように、主権はある領域、財産、人民に対し、国家の権能の総体を意味する概念として使用されてきた。

では、天然資源恒久主権とこの主権概念の関係はどのように考えられるのであろうか。

まずこの恒久主権概念が初めてもち出されたのはすでにみたように、人権委員会第8会期においてチリ代表が民族自決権の経済的側面をあらわすものとして提起したものであった。国連における初期の討議は、この天然資源恒久主権を民族自決権との関連でとらえたのであり、決議もまたこのことを確認してきた。たとえば、決議626(VII)、また国際人権規約第1条2項は、恒久主権の主体を「人民 (people)」としていることから明らかである。だが他の決議ではまた恒久主権を「国家」の権利と規定している。決議1515(XV)は、各国家の主権的権利とし、決議1803(XVII)は前文において国家の固有の権利と規定している。さらに最近における決議2158(XXI) および決議3016(XXVII)でも国家の権利として確認している。

では、このような変化は一体なにを意味するものであろうか。

先進資本主義国は、この天然資源恒久主権を民族自決権との関連でとらえることに反対したが、それはその前提たる自決権が国際法上いまだ確立されていないとの理由からであった。確かにこの

民族自決権の法的性質については学説上も大きく分かれるところであり、政治的原則^(註5)であるとも国際的権利^(註6)であるとも言われる。しかしながら、この天然資源恒久主権は「人民および民族の権利としてとらえられた背景を考慮する際、国連における脱植民地主義という現象との関連でみた場合より一層明確になるように思われる。つまり、発展途上国は、政治的自決権は経済的自決権によって裏打されないかぎり完全なものではないとの基本的認識に立った上で、天然資源に対する国家の主権によっては、カバーされない非自治地域等の従属下の人民も当然そこに予想していたのである^(註7)。しかしながら、決議1803(XVII)の採択の頃より、天然資源恒久主権に対する意識は大きく変化したといえよう。つまり、60年代、アジア・アフリカ諸国の多くが独立して国連に加盟するようになり、むしろ、天然資源恒久主権を国家の権限として強く意識するようになり始めるのである。このことは、決議1803(XVII)の規定に明確にあらわれているように思われる。この決議は、天然の富と資源に対する人民および民族の権利は彼らの国家的発展と関係国人民のために行使されねばならないと規定しており、経済的自決権を独立獲得の前後を問わず人民と民族はなお有するとしながらも、決議は、独立前後の経済的自決権の意味、内容について、また具体的なあり方についてもその差異を明確にしておらず、むしろ外国人資産の国有化を中心として、独立後の国家主権の問題に限定していると言える。

かかる意味では決議1803(XVII)は、これまでの天然資源恒久主権の基礎をあいまいなものとしたといえる。

他方、天然資源恒久主権は民族自決権との関連でとらえることには反対されたが、先進資本主義

国もこれを国家主権の一要素とすることに反対するものではなかった。このことはその後、国連の討論においても、とくに第17回および21回総会において、国際法の下における天然資源恒久主権それ自体の存在は疑われたことはなかったのである。決議が「国家」の権利として規定したのもその確認に他ならないといえよう。

しかしながら、先進資本主義国からは、天然資源恒久主権の性質に対してはまた批判がなされたのである。つまり、発展途上国は、天然資源恒久主権をオースチンの主権の性質のものであり、すなわち国家責任のいかなる制限からも絶対的、無条件のものであると考えていると^(註8)。そして、途上国が主権の法的性質との関連で、天然恒久主権概念およびその目的とするところのものを、所有権と同等視していると批判し、かかる主権の解釈は不当に誤った意図のもとになされたものであると主張した。

ウオートリー (B. A. Wortly) は、この主権概念と所有権の混同を次のように述べている。

「多くの混乱は、19世紀、領域内の人および物に対する領域主権の権能を誇張したことによる。……国家の領域内に存在するものはすべてそれ自体、またそれが帰属する人と別に考察したとしても、領域主権の絶対権に従うものと当然に主張されてきた。だが、*imperium sovereignty* および *eminent domain* は所有権ではない。領域主権は国際法体系に属するものであり、国際法に優位するものではない」^(註9)。

法理論上、確かに主権と所有権とは明確に区別されべきものであり、かりに資源開発企業がその資源に対して所有権を有するにしても、その主権的支配のもとにあることには変わりない。そしてこの主権的支配と所有権的支配とを同時に可能

とするのは、国有化を行なった時であるとも言えよう。しかしながら、さきのウオートリーの主張は、国家の領有権の法的性質との関連でみた場合、別の考察を必要としよう。

つまり領有権の法的性質については^(注10)、学説上所有権説および権限説とに分かれているが、前者は、領域権の本質を私法上の所有権に類推し領域を任意に使用し処分する権利とする。他方、権限説は、領有権を領域内の人に対する国家の統治権または国際法の権限であると主張するものである。しかしながら、国家は客体として物を処分する権利 (dominium) とともに、領域内のすべての人を支配する権利 (imperium) の両者を含んだ包括的な権能をもつものであり、いずれか一方の権利だけを領有権の本質とみるのは適当でないと云わねばならない。

このようにみえてくると、ことに途上国がその資源に対する鉱業法政策において、国家専有主義もしくは国有化主義を主張していることを考えると、主権的支配と所有権的把握とを合体して天然資源恒久主権の内容を理解している法的論理に付合するものと言わねばならない。

そして、このことはまた、地下鉱物資源の所有権に関する法原則の観点から見た場合においても途上国の恒久主権主張の意味は、明らかであると思われる。つまり、地下鉱物資源の所有権帰属の原則については、英米法においては、地下鉱物資源の所有権は地表の所有者に帰属するとされている。他法、大陸法系の国においては、地表の所有権が誰に属するかには、関係なく、地下鉱物資源は、国家がこれを留保するとされている^(注11)。

しかしながら、資源所有国においては後述するように、これまで資源の開発に関する近代的な国家主導的鉱業法体系をもたなかったものであり、こ

のことを考え合わせると、途上国にとって天然資源恒久主権は非常に大きな意義をもつものと言わねばならないであろう。

では、これらをふまえて天然資源恒久主権の性質をみた場合、その性質とはいかなるものなのであろうか。

天然資源恒久主権委員会の議長であったガンボア (Gamboa) は、委員会で表明された見解について、次のように述べている。

「人民および民族は、その天然の富と資源に対して不可譲の権利を有する。委員会はこれまで国連決議に用いられてきた用語である「恒久主権」を採用した。この用語に与える唯一の合理的解釈は、天然資源の究極的支配権または所有権は、その人民と民族に帰属するという、それは彼らに固有のものであること、これは彼等から奪うことはできず、また、いかなる理由によっても害されるべきではない。」^(注12)

また、カスタンエダ (J. Castaneda) は、国際法は主権を承認し制限することはできるが、主権の基礎をなすものではない。そして主権は独立と同一化されまた国際法に先行するものであり、かかる理由にもとづき第三世界は天然資源に対する恒久主権を国際法にもとづいて主張しないのである^(注13)、と述べている。

さらに、このような基本的認識は、最近における第6回資源総会においても、「天然資源恒久主権なる用語は、開発および経営についていかなる取極を締結しようとも、主権はなおその保有者にそのまま残る」と表明されたのである^(注14)。

かくみると、発展途上国によって主唱される天然資源恒久主権は、それが恒久と規定されるのも資源の国家帰属は本来的には、その当該国家および国民がその直接的受益者であることを意味して

おり、この点で、恒久主権は新しい主権の創設ではなく、主権国家に共通する一般原則を含むものと言わねばならない。ことに、発展途上国によって考えられている天然資源恒久主権を彼らが置かれていた植民地主義体制との関連でみた場合、これまでの彼らの主権を侵害するような形で天然資源を開発してきた先進資本主義国に対し、その抗議概念として持ち出されたものであり^(注15)、天然資源恒久主権の性質もまたこのような意味で理解する必要がある。

(注1) 田畑茂二郎『国際法Ⅰ』(新版) 有斐閣 昭和48年 310ページ。

(注2) Bin Chen, "The Rational of Compensation for Expropriation," *The Grotius Society*, Vol. 44, London, The British Institute of Int'l & Comparative Law, 1958, 59, p. 274.

(注3) Oppenheim, L., *Int'l Law*, 8th ed. Vol. 1, Longmans, 1955, p. 286.

(注4) S. S. Winbleden Case (1923); 横田喜三郎『国際判例研究Ⅰ』有斐閣 1933年 6ページ。

(注5) Brownlie, L., *Principle of Public International Law*, 2nd. ed., Oxford, 1973, p. 575.

(注6) ヒギンズは、国連機関長年にわたる実行は、いまや自法の国際的権利が存在していることの十分な証拠が提出されているとする。Higgins, R., *The development of International Law through the Political Organ on United Nations*, 1963, pp. 100, 103. わが国では、山手教授がこの立場をとっている。山手治之「植民地体制の崩壊と国際法」(『立命館法学』第34号) 206ページ。

(注7) Gess, *op. cit.*, p. 446.

(注8) Benejei, *op. cit.*, p. 516.

(注9) Wortly, B. A., *Expropriation in Public International Law*, European Business Ser., 1959, p. 12. 第17回総会においても同様な指摘がなされている。スウェーデン代表は、「天然資源恒久主権は明らかに資源所有国に属するものであり、それは所有権と同一のものではない。したがって資源の外国人所有を認めることは、その主権を何ら失うものではない。主権はその国内法を通じて行使されるのであり、その法は外国人が資源をどのように使用し、かつ天然資源が国家に移管されねばならないか否かを決定するの

ある。それゆえ、かかる立法は、当然に国際法、かななく補償に関する国際法に一致するものでなければならぬのである。天然資源恒久主権はそれゆえ、政治的概念である」(A/C. 2/SR, p. 271) また、ジェスも、「所有権は各国が採択した法にその目的、妥当性をおいている相対的概念である。したがって、所有権は国家の主権の性質に由来するものであり、法律的な意味では、国家はその資源の外国人所有を認可することによって、その主権の側面を失うものではない。」と述べている。Gess, *op. cit.*, p. 416.

(注10) 領有権の法的性質に関する学説については、大澤章「領域および領域概念の法律的構成」(『国際法外交法雑誌』昭和3年2月~4年4月) 参照。

(注11) 安藤勝美編『発展途上諸国の鉱業法』アジア経済研究所 1977年 2ページ。以下参照、ニコラス・J・キャンベル著、松井豊訳「地下鉱物資源の帰属の法理：大陸法と英米法」(『海外商事法務』98号) 24ページ以下参照。

(注12) Ganboa, *op. cit.*, p. 30.

(注13) 安藤勝美『アルジェリアの石油開発協定』アジア経済研究所 1978年 80ページ。

(注14) de Wart, *op. cit.*, p. 311.

(注15) Sharter, Oscar, *Sharing the World Resources*, New York, Colombia University Press, 1977, p. 21.

IV 天然資源恒久主権の行使

決議2158 (X XI) は、天然資源に対する主権的権利の実効的行使として、「資源開発および販売の選択の自由」、「外資に対するシェア増大の権利」を掲げたが、では、開発途上国はいかなる様態のもので、この天然資源恒久主権を行使しようとしているのであろうか。この点を検討する前に、まず、発展途上国がかかる要求を打ち出した背景が指摘されねばならないであろう。

これまで開発途上国における鉱物資源の開発を制度的に支えてきたのは、いわゆるコンセッション (Concession, 利権協定)^(注1) と称される制度である。このコンセッションなる語は、本来国王

による特権 (Privilege) の付与、特許状 (letters patent)、政府によるライセンス (license) など、主権国家との契約をあらわすためにもちいられてきたものである。しかしながら最近では資源開発コンセッションの比重が高まり、コンセッションを経済開発協定^(注2)とみなす考え方が一般化しつつある。ことに従来の利益権協定は契約的要素よりもむしろ、恩恵的要素をもっていたため、これらコンセッションの条件改訂への意識が高まっている。

1965年3月、カイロで開催された第5回アラブ石油会議の報告は、「コンセッションから契約へ (From Concession to Contract)」と題して、対等の立場に立たないで締結された従来のコンセッションの条件を改正すべきであると述べている。

ところで中東における石油コンセッションに関しても、メジャーズがその資源を支配してきたのは、このコンセッション制度を通じてであった。中東における石油開発は、1901年のダーシー利権協定に始まるとされるが、その後国際石油資本メジャーズにより、石油資源支配が漸時確立されるようになった。しかしながら、この当時のコンセッション協定は、一方の当事者である産油国に近代的な法体系がない時に締結されたため、その協定内容は不平等ともいえるものであった。たとえば、1933年5月29日に締結された Arabian American Oil Company とサウジアラビアの利益協定は、石油採掘および生産、精製、輸送等に対する鉱業権の付与を規定し (1条)、地域的優先権、土地使用権 (3条、25条) また経営権 (23条) 等が与えられ、国家はロイヤルティーの受取人としての地位におかれたのである。そしてそのロイヤルティーもトン当り4シリングという数料利権で、低くおさえられていた (14条)^(注3)。さらにコンセッション協定の期間も非常に長く、広域にわたっ

ている。

第二次大戦前、中東で締結された石油利権協定はほとんどこれと同様の内容を持つものであったと言える。

しかしながら、戦後、地下地源に対する主権意識が向上した産油国は、これまでの利権契約の改定を求め、利権料に対し、国定利権料方式から利益配分 (Profit Sharing) 方式に変更をせまるようになったのである^(注4)。このような背景には、ベネズエラ石油法 (1943年) がすでに利益折半配分の原則を導入していたことがあり、それが以後中東諸国に大きな影響を与えたものと考えられる^(注5)。

たとえば、この方式は1950年、サウジアラビアが勅令により、所得税法を整備して法人に対して50%の所得税付加を決定し、アラムコに承認させたほか、51年、クウェイト石油会社、1952年、イラク石油会社、カタール石油会社等にも採用されている。

特にこの利益配分方式を前進させたのは、日本のアラビア石油とサウジアラビア (56対44) およびクエート (57対43) との協定であると言える。この協定は産油国側に優位な立場を与え、この当時としては画期的な協定であった。

その後、このような利益面での参加傾向は合弁事業方式を生み出すものとなり^(注6)、具体的には1951年、イラン国有化事件の結果成立した国営イラン石油会社 (NIOC) とイタリアの国営石油会社 AGIP とがこの利権付与合弁事業協定を初めて締結した^(注7)。この合弁事業方式は、利益折半方式と同様50%の所得税を政府が徴収でき、さらに政府は、共同出資者の資格で25%の収益の配分に参加できるものであり、75%の国家収入を保証した。これは、利益参加であると同時に経営参加、資本参加でもあり、産油国の石油資源に対する「所有」意

識を大きく醸成したといえる。

この NIOC と AGIP 間の協定は、その後中東産油国のみならず、他の資源開発国にも普及し、大きな影響を与えたのである。

さらに、天然資源に対する恒久主権を実現するための主体的参加は、請負契約方式 (Service Contract)、生産分与 (Production Sharing) 方式へと展開されていった^(注8)。

まず、請負契約方式は、1966年、イランの NIOC とフランスの国策会社 ERAP との間にとられた。この協定の特徴は、原油の所有権および経営権は全て NIOC が所有し、ERAP は石油の探鉱、開発に関する単なる総請負人 (General Contractor) としての地位に置かれたことである。

特に石油所有権の帰属に関しては、合弁事業方式と比較した場合、合弁事業は共同出資者に対して各々50%の所有権を与えていたが、この請負契約方式は、発見した可採埋蔵量の50%が協定の範囲から除外され、国家保有分として留保され (3, 21条)、生産された石油はすべて坑井元において NIOC が全面的に所有する (6条) としている。そして、ERAP は一定の原油を、コスト、ロイヤルティーおよび所得税を含む価格で買取る権利を有する地位を獲得した。さらに、土地および固定資産についても、操業のため取得され次第、所有は NIOC に帰属し、請負人は、単に協定期間中使用权を有するとされたのである^(注9)。

他方、生産分与方式は、1963年にインドネシアが公布した「生産分与方式に関する大統領布告」にみられるが、この協定では、外国企業はサービスを提供し、その代償として政府からあらかじめ協定した割合で生産物を受けとることを特徴としている^(注10)。この点で前記請負契約方式と類似性をもつものである^(注11)。しかしながら、これら請

負契約方式および生産分与方式双方における共通点としていえることは、相手側企業はもはや鉱業権の所有者でもまた生産物の所有者でもないことであり、また相手企業は、合弁事業におけるパートナーではなく、単なる請負人であるということである^(注12)。

なお、この生産分与方式は、各国において、また石油源以外の鉱物において採用されており、東欧諸国とヨーロッパの製造業者間に Co-production 協定が締結されている^(注13)。

このように、資源保有国と外国企業間の協定方式は、大きな変化を示しているのであるが、かかる変化の背景には、資源保有国が単に形式的な鉱業権および生産物の保有者としての地位に満足するものではなく、資源に対する主権認識を増々強化していることが考えられる。つまり、発展途上国は、天然資源に対する実効的支配を求めており、このような資源開発契約の変遷もまさに、かかる実効的支配の強化の変化とみることができよう。そして、このような変化の背景に、これまで考察してきた国連の天然資源恒久主権決議の採択が平行して大きな役割を果たしてきたということができよう。

(注1) 田畑茂二郎「コンセッション破棄と国際責任」(『国際法学の諸問題』慶応通信) 153ページ。

(注2) ハイドは、コンセッション契約の期間およびその技術援助のインパクトから、国際経済開発協定とよぶ方が現実的であると述べている Hyde, H. J., "Permanent Sovereignty over Natural Wealth and Resources," *American Journal of Int'l Law*, Vol. 50 (1956), p. 862.

(注3) 『石油採掘権に関する契約の変遷』日本エネルギー経済研究所 1968年。

(注4) Grimin, Paul, "From Concession to Participation Restructuring the Middle East Oil Industry," *New York University Law Review*, Vol. 48, 1973, p. 774; ハッサン・S・ザカリヤ「途上国に

における石油資源開発の法的諸形態」(安藤勝美編『産油国と国際機関の石油開発政策』アジア経済研究所) 10ページ。

(注5) 松村清二郎編『ラテンアメリカの石油と経済』アジア経済研究所 1970年 301ページ。

(注6) 合弁事業方式はその他, Pan American Petroleum-NIOC (1958年), AUXIRAP-PETROMIN (1965年), Atlantic Refining Group-NIOC (1965年), Hispanoil-KNPC (1967) 等において採用されている。

(注7) ザカリヤ 前掲書 19ページ。

(注8) 土井輝生「国際資源開発契約・基本形態と主要契約条項(4)」(『海外商事法務』111号) 13ページ。

(注9) 土井 前掲書 14ページ。

(注10) 1963年, Perminaは, Standard Oil of N. J. と Socony Mobil, Standard Oil of California と Texaco, Royal Dutch/Shell, Standard Oil of India, California Asiatic Oil Co. と Texaco Overseas Petroleum Co. など五つの契約を締結した。

(注11) この両者の相違はわずか技術的な差にしかすぎないと言われる。Smith, David N. and Louis T. Wells, Jr. "Mineral Agreement in Developing Countries: Structure and Substance", *American Journal of Int'l Law*, Vol. 69, No. 3 (1975), p. 585.

(注12) Smith, *op. cit.*, p. 583.

(注13) *Ibid.*, p. 585.

V 結びにかえて

過去20年にわたる国連での天然資源恒久主権の展開および天然資源恒久主権の性質について考察してきたが、最後にこの恒久主権が国際法の発展においていかなる役割を果しうるのか、という点について考えてみよう。

まず、天然資源恒久主権の目的は、植民地経済体制下において、植民地支配国より強いられた不平等かつ一方的な経済関係を是正し政治的、経済的にも主権国家として平等な権利を主張することにあつたと言える。とりわけ、植民地支配維持の機能をもった伝統的国際法が、かかる目的に向け

られて変革されていったのは当然のことであった。ことに、国際法が、政治的独立という国家主権の形式的平等だけを与え、経済的平等まで与えるものではなかったことを考えると、天然資源恒久主権主張もこのような実質的平等の確立を主目的としたものと言える。

このような認識に立つてみた場合、発展途上国がもとめようとする国際経済秩序の基礎に天然資源恒久権を置いたことも理解されよう。

マグラビー (Mugraby) は、この新しい天然資源恒久主権の法は、経済協力に関する国際法の基本的要素であると述べている(注1)。

たしかに天然資源恒久主権は、資源開発手段が欠如している場合、それは単なる潜在力にすぎず、それゆえ、資源開発には、少なくとも、先進国と途上国間の協力が内包されるものであると言える。ことに天然資源の開発手段を途上国に提供しえるのが、先進国だけであることを考えればかかる資源開発協力は前提と言えよう。

しかしながら、他方、天然資源恒久主権がなおも、新しい国際経済秩序の基礎としてとらえられるのも、これら途上国が現代国際法秩序の中で自己の確立という重要な位置を占めるようになったからにはほかならない。

つまり、現代においても、途上国が国家主権を強調することは、国際法秩序や国際協力を阻害するものではなく、抵抗概念としては平等な地位確立のため積極的な意義をもっているということなのである。かかる抗議概念としての天然資源恒久主権が対等な主権国家間の経済関係の基礎として位置づけられたことは、新しい国際法秩序の確立の上からも大きな役割を果すものといえよう。

(注1) Mugraby, *op. cit.*, p. 161.

(アジア経済研究所経済協力調査室)